

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【人事委員会】

- 岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正  
(以上県例規集登載)
- 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定の一部改正

人事委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会規則第七号

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

### 岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五級地の項中「五八三五」を削り、同表の四級地の項中「三三三〇」及び「五九二二一一」を削り、同表の三級地の項中「四二三〇」及び「四二四〇」を削り、同表の二級地の項中「七八八六一一三」、「一三一九八一」、「二二〇五」、「四三〇一」、「二七七八」、「一三三二〇」、「五八一一一」及び「二四五」を削り、同表の一級地の項中

一級地	津山市立阿波小学校 笠岡市立白石小学校	津山市阿波一二二二 笠岡市白石島二四八二一一
-----	------------------------	---------------------------

を

一級地	笠岡市立白石小学校	笠岡市白石島
-----	-----------	--------

に、「カ 二四八二一一」を「カ 一」に改め、「一六八一一二」及び「二〇九」を削り、「千屋花見四八」を「千屋花見」に改め、「二〇一一」、「二三九〇」、「二二三八」、「四〇二二一四」、「四二〇〇」、「四〇二二一四」、「九六六」、「一九六五」、「二五二七」、「八九〇一一七」、「四六八」、「一〇四一四」、「三五〇」、「三九五」、「二〇七四」、「二一三四」、「七七六一一」及び「二三九一一」を削り、同表の準へき地校の項中

準へき地校	新見市立菅生小学校 真庭市立別所小学校 湯原小学校	新見市菅生六一〇二 真庭市別所九一一 久見七〇
-------	---------------------------------	-------------------------------

を

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

準へき 地校	真庭市立別所小学校 湯原小学校	真庭市別所 久見
-----------	--------------------	-------------

に

改め、「一〇五」、「三二六一二」、「四九四一六」、「七三〇」、「一〇〇一―一二」、「八二九―二」及び「三二八一―一」を削る。

別表第二中「二〇」を削り、「美星町星田一」を「」星田」に、「」美星町西水砂」を「」西水砂」に改め、「二三一」及び「二五五五」を削り、

西粟倉中学校	加賀郡吉備中央町立加茂川中学校	影石一〇八 加賀郡吉備中央町加茂市場二二〇〇
--------	-----------------	---------------------------

を

西粟倉中学校	影石
--------	----

に

改める。

別表第三中「二六八六」を削る。

## 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会規則第八号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

### 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（昭和五十五年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「次項」を「次号」に改め、同条第二項中「確認」を「規定による確認」に改める。

別表第二中「六二六の八」を削り、「津山市加茂町倉見六六四の六」を「  
倉見」に改め、「二二〇五」を削り、

新見市菅生六一〇二  
新見市千屋花見四八

新見市立菅生小学校  
新見市立千屋小学校

新見市千屋花見

新見市立千屋小学校

に、「新見市神郷釜村一二八一」を「  
神郷釜村」に、「新見市立神郷北小学校」  
を「  
神郷北小学校」に、「新見市哲多町大野二〇三四の五」を「  
哲多町大野」に改め、「四二〇〇」及び「五八一の一」を削り、「  
苦田郡鏡野町富西谷二四五」を「  
  
」に、「  
苦田郡鏡野町立富中学校」を「  
  
富中学  
校」に改め、「  
一四三三の四」を削り、「  
新見市神郷釜村一一八三の一」を「  
  
神郷釜村」に、「  
新見警察署新郷駐在所」を「  
  
新郷駐在所」に改め、「  
四一五四の四」及び「  
二三五の一〇」を削り、「  
苦田郡鏡野町富西谷二五四の一」を「  
  
富西谷」に、「  
津山警察署富駐在所」を「  
  
富駐在所」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会規則第九号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三級地の項中「六六四一六」及び「四五三七一四」を削り、同表の二級地の項中「一一八八」及び「二二七二」を削り、  
「真庭市蒜山上長田四」を削り、  
「真庭市蒜山

上長田

」に改め、「六〇四」、「三八〇二一五八」、「一七四三一五」、「六五二二一七」、

「一四三三一四」、「二〇二〇一三」、「五二九一二」、「四九二一一八」、「一八二〇一四」、「二五四一一」及び「五一九一二」を削り、同表の一級地の項中「六二六一八」、「二〇三四一五」、「二七三二六」、「六一五」、「二五七〇一八」、「四一五四一四」、「七七九一二」、「二三五一一〇」、「四一〇一二」及び「二〇一九一一」を削る。

別表第二中「五五一一」、「六二八一一」、「一一九一一」、「九九七一五」、「一一八三一一」及び「九〇五一六」を削る。

## 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会規則第十号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

審議監

を

審議監  
知事室長

に、

部次長  
知事室長

を

部次長

に、

課長（主管課の課長及び  
行政職給料表の七級の職  
に限る。）  
室長（行政職給料表の七  
級の職に限る。）

を

課長（主管課の課長及び  
行政職給料表の七級の職  
に限る。）

に、「及びこれ」を、「医療職給料表（一）の四級の職及

びこれ」に、「労働委員会事務局参事」を「労働委員会事務局総括参事」に、

部長  
室長（行政職給料表の七

を

部長

に、「の七級及

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

校長
六種

に、

校長	教頭
六種	八種

を

ダム管理事務所次長  
水島港湾事務所次長

を

水島港湾事務所次長

に、

参事（行政職給料表及び医療職給料表(□)の六級の職並びにこれらに相当すると人事委員会が特に認める職に限る。）

を

参事（行政職給料表及び医療職給料表(□)の六級の職並びにこれらに相当すると人事委員会が特に認める職に限る。）  
地域農林水産事業部長  
地域建設部長

に、

地域事務所長

に、

地域事務所長	参与
	六種

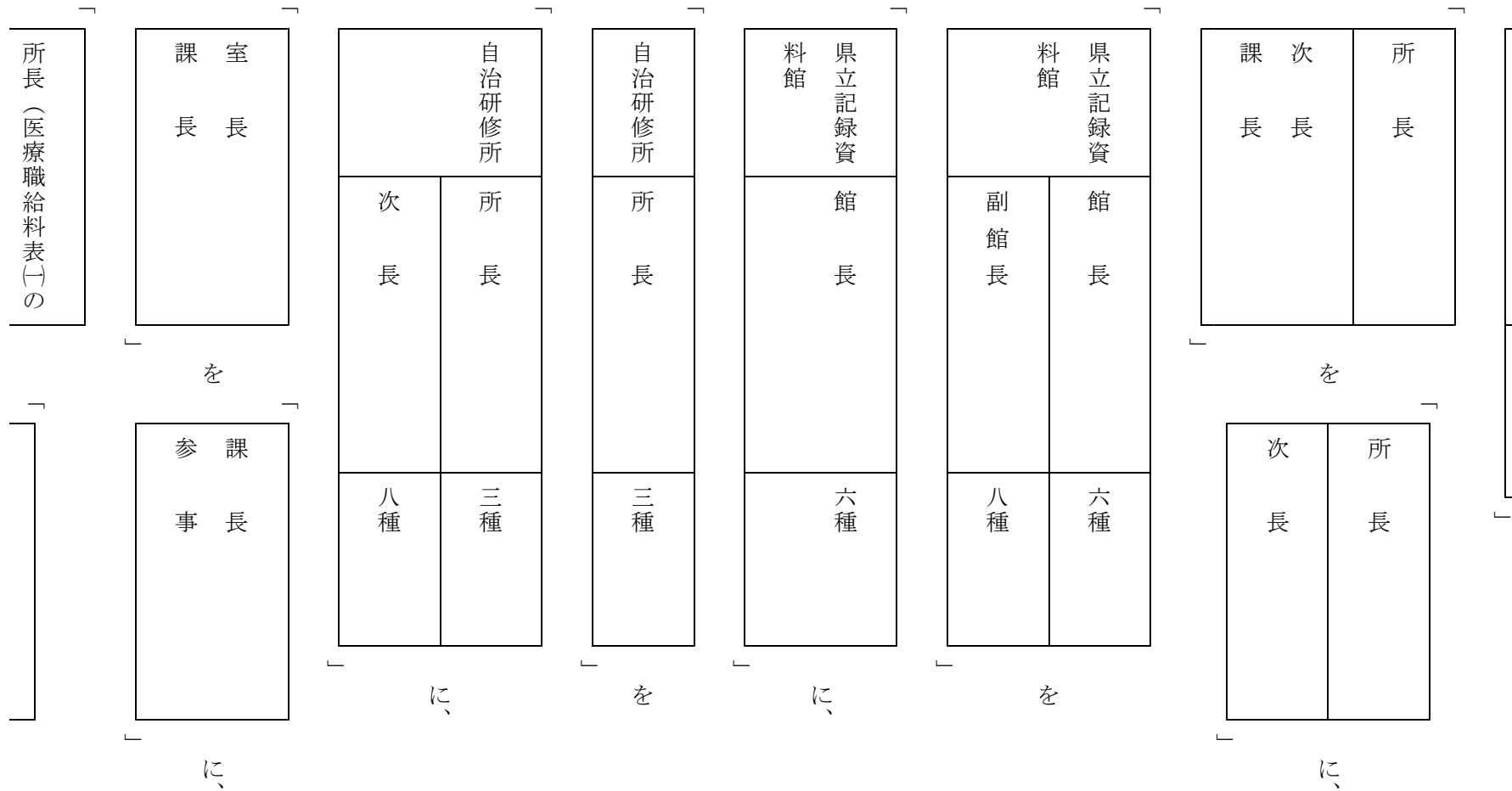
を

び」を「及び」に、

級の職に限る。）



# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外



# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

動物愛護セ
所長
六種

に、

動物愛護セ ンター		
所長	所長	所長（医療職給料表(二)の 七級の職に限る。）
六種	六種	五種

を

精神保健福 祉センター	所長
四種	

に、

精神保健福 祉センター	所長
五種	

を

所長
三種

に、

次長（行政職給料表の七 級の職に限る。）	所長
五種	三種

を

四級の職に限る。 支所長（医療職給料表(一) の四級の職に限る。）
---

を

所長（医療職給料表(一)の 四級の職に限る。）
----------------------------

に、

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

高等技術専門校	校長（北部高等技術専門校 校美作校長を除く。）
	六種

に、

高等技術専門校	校長（行政職給料表の七級の職に限る。）	校長（北部高等技術専門校 校美作校長を除く。）
	五種	六種

を

次長	次長（行政職給料表の七級の職及び研究職給料表の五級の職に限る。）
課長	

を

次長	次長
課長	課長

に、

児童相談所	所長
	六種

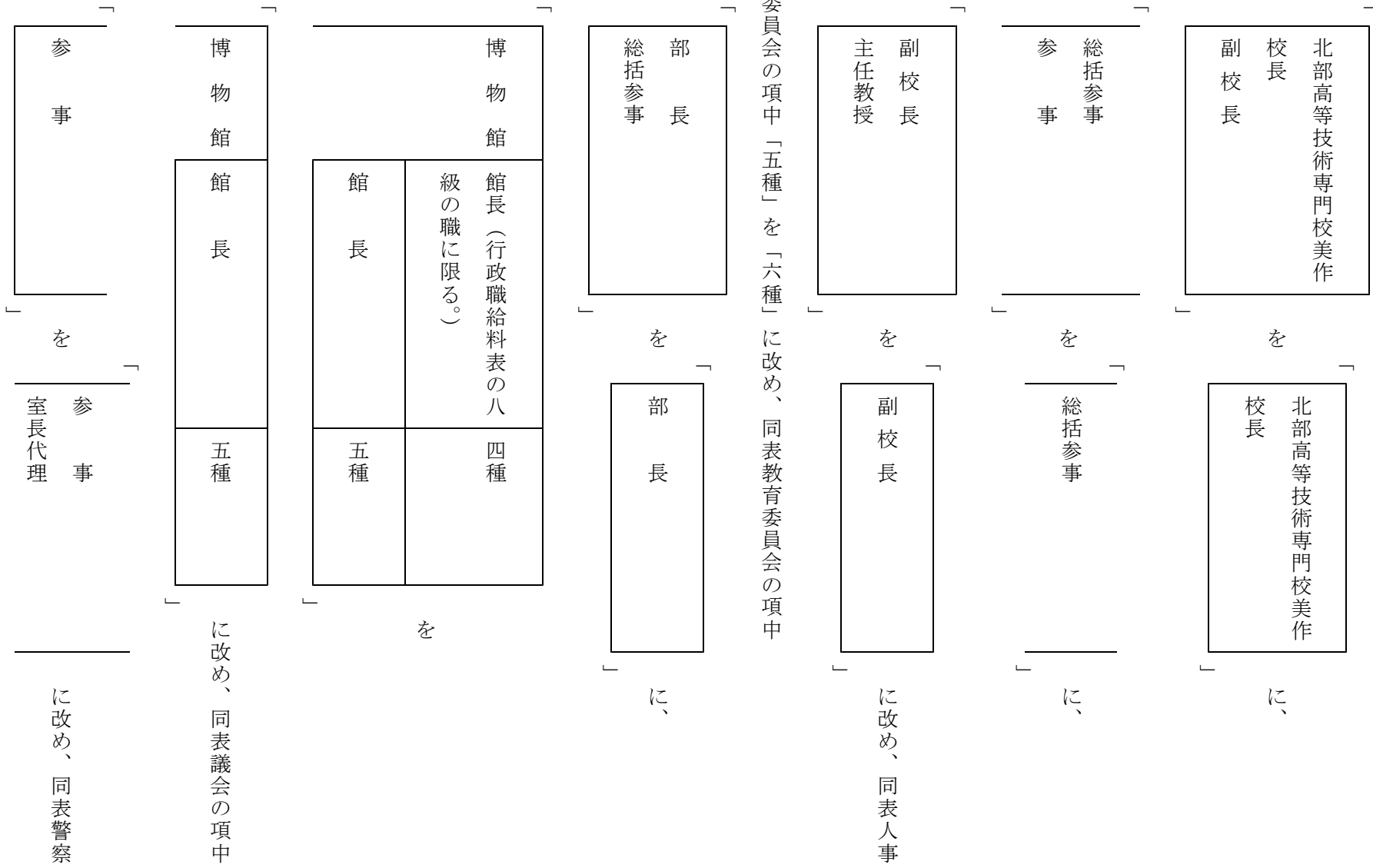
に、

児童相談所	所長（行政職給料表の七級の職に限る。）	所長
	五種	六種

を

センター	
------	--

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外



委員会の中「五種」を「六種」に改め、同表教育委員会の中

に改め、同表警察

に改め、同表議会の項中

に、

に改め、同表人事

に、

に、

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

の項中「公安職給料表の七級の職並びに」を削る。

別表第二下の表中

	五種	99,100円
--	----	---------

を

に改める。

	五種	99,100円
	八種	71,600円

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「政策推進課及び」を「公聴広報課、政策推進課及び」に、「人事班及び」を「総務班、人事班及び」に改め、「職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの並びに秘書課」を「職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの並びに秘書課」に改め、同部出先機関の項中「室長（協働推進室長に限る。）」を「地域農林水産事業部長 地域建設部長」に、「及び環境課長」を「地域づくり推進課長及び環境課長」に、「館長 副館長」を「館長」に、「副校長 技術振興総務課長」を「技術振興総務課長」に、

環境保健センター  
所長 次長 総務課長 総括副参事  
（人事の事務を行う者に限る。）  
を

環境保健センター  
所長 次長 総務課長 参事 総括副参事（人事の事務を行う者に限る。）  
に、

農林水産総合センター生物  
科学研究所  
所長 副所長  
を

農林水産総合センター生物  
副所長  
に、

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

科学研究所

自治研修所

東京事務所

自治研修所  
東京事務所

副所長 次長」を「次長」に、

ダム管理事務所

ダム管理事務所

労働委員会事務局の部中「参事 副参事（人事、給与又は予算の事務を行う者に限る。）」を「総括参事 総括副参事」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

所長

所長

所長 所長

所長

所長

次長

総務課長

次長 次長

行政課長

次長

に改め、同表

を

に、「所長

を

# 平成26年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

別表2の項中7を8とし、1から6までを一ずつ繰り下げ、2の前に次のように加える。

1 人事委員会規則，運用通知その他人事委員会の定める規程（通知等を含む。）の改正のうち，法令（条例，規則等を含む。）の制定又は改廃等に伴い当然必要とされる規定の整理その他これに準ずる形式的な改正	○	
---	---	--

別表4の項5中「認める職等」の次に「及び学校の規模，所掌する業務の困難性等を考慮して定める選定基準等」を加え、同項8中「規則第5条関係第4項第2号」や「規則第5条関係第5項第2号」に「若くは」を挿入し、「認める職員等」や「定める選定基準及び行政職給料表の職務の級6級の職員に相当すると認める職員」に改める。

別表5の項中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

### 附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。



◎岡山県人事委員会告示第一号

平成十八年岡山県人事委員会告示第一号（簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報（指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日以後に合格発表を行う試験から適用する。

平成二十六年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

表中「岡山県警察事務職員A採用試験」を「岡山県警察行政職員A採用試験」に、「岡山県警察事務職員B採用試験」を「岡山県警察行政職員B採用試験」に、「身体障害者対象の岡山県警察事務職員採用試験」を「身体障害者対象の岡山県警察行政職員採用試験」に改める。